

大田区立児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

以下の理由により、本条例を一部改正する。

- (1) 中高生ひろば事業を実施するため、大田区立東糀谷児童館羽田分室の新設
- (2) 中高生ひろば事業の開始に伴う大田区立萩中三丁目児童館羽田分館の廃止
- (3) 現条例の文言整理

2 改正条例 新旧対照表 以下のとおり（新旧対照表の一部を省略）

○大田区立児童館条例

新	旧
大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号	大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 省略	第1条 省略
(設置)	(設置)
第2条第1項 省略	第2条第1項 省略
2 児童館の名称 <u>及び</u> 位置は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。	2 児童館の名称 <u>および</u> 位置は、 <u>別表</u> のとおりとする。
(事業)	(事業)
第3条第1項から第3項まで省略	第3条第1項から第3項まで省略
<u>4 第1項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室については、中高生世代の青少年の自主性及び社会性の育成に関する事業（以下「中高生ひろば事業」という。）を行う。</u>	
(使用)	(使用)
第4条第1項から第2項まで省略	第4条第1項から第2項まで省略
<u>3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糀谷児童館羽田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。</u>	
<u>4 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u>	
(使用の不承認)	(使用料)
第5条 <u>区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。</u>	第5条 <u>児童館の使用料は、無料とする。</u>
(1) <u>児童の健全な育成に支障があると認めるとき。</u>	
(2) <u>児童館の管理上の支障があると認めるとき。</u>	
(3) <u>前2号のほか、区長が不相当と認めるとき。</u>	

新	旧								
<p><u>(使用料)</u> 第6条 <u>児童館の使用料は、無料とする。</u> <u>ただし、別表第2に掲げる施設の使用料は、同表に掲げるとおりとする。</u> 2 <u>別表第2に掲げる施設の付帯設備及び特殊器具は、当該施設においてのみ使用し、その使用料は、2,000円の範囲内において規則で定める。</u> 3 <u>第4条第4項の規定により承認を受けた者は、第1項ただし書及び前項の使用料を使用承認の際に納付しなければならない。</u> <u>(使用料の減免)</u> 第7条 <u>区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項ただし書及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(使用料の不返還)</u> 第8条 <u>既に納めた使用料は、返還しない。</u> <u>ただし、区長が特別の理由があるとき、その全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(使用権の譲渡等の禁止)</u> 第9条 <u>使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u> <u>(使用者の義務)</u> 第10条 <u>使用者は、この条例又はこの条例に基づく規則その他区長の指示することを守らなければならない。</u></p> <p>(使用の取消等) 第11条 本文省略 (損害賠償) 第12条 本文省略 (委任) 第13条 本文省略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="146 2030 743 2147"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館から洗足池児</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大田区立大森中児童館から洗足池児	(略)	<p>(使用者の義務) 第6条 <u>児童館を使用する者は、この条例またはこの条例に基づく規則その他区長の指示することを守らなければならない。</u> <u>(使用の不承認)</u> 第7条 <u>区長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認をしない。</u> (1) <u>児童の健全な育成に支障があると認めるとき。</u> (2) <u>児童館の管理上の支障があると認めるとき。</u> (3) <u>前2号のほか、区長が不相当と認めるとき。</u> (使用の取消等) 第8条 本文省略 (損害賠償) 第9条 本文省略 (委任) 第10条 本文省略</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="808 2030 1406 2147"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館から洗足池児</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大田区立大森中児童館から洗足池児	(略)
名称	位置								
大田区立大森中児童館から洗足池児	(略)								
名称	位置								
大田区立大森中児童館から洗足池児	(略)								

新		旧	
童館まで(略) 同 東糀谷児童館 <u>同 東糀谷児童館羽田分室</u> 同 西糀谷児童館から萩中三丁目児童館まで(略) 同 南六郷児童館から蒲田児童館まで(略)	同 東糀谷四丁目1番7号 <u>同 羽田一丁目18番13号</u> (略) (略)	童館まで(略) 同 東糀谷児童館 同 西糀谷児童館から萩中三丁目児童館まで(略) <u>同 萩中三丁目児童館羽田分館</u> 同 南六郷児童館から蒲田児童館まで(略)	同 東糀谷四丁目1番7号 (略) <u>同 羽田旭町7番1号</u> (略)

別表第2 (第4条、第6条関係)

児童館名	施設名	使用時間	午前	午後	午後	午後
			10時から正午まで	1時から午後3時まで	3時から午後5時30分まで	6時30分から午後8時30分まで
		使用者				
大田区立東糀谷児童館羽田分室	音楽スタジオ	事業利用者	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 2使用時間以上の使用の場合に限り、中間の時間(正午から午後1時まで、午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時30分まで)を使用することができる。この場合において、そ

新	旧
<p><u>それぞれの中間の時間に係る料金は徴収しない。</u></p> <p>3 <u>この表において「事業利用者」とは、第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。</u></p> <p>4 <u>この表において「その他の者」とは、第4条第3項ただし書の規定により区長が認める者をいう。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>区長は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。</u></p>	